

法人会貸倒保証制度は こんな時に役立ちます!

みなさまのお取引先が、
以下のような事例に
該当する可能性は
ありませんか?

Point 1

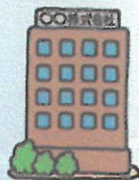
大口取引先が倒産した
取引先に注意!



建材卸売業A社。
震災復興支援等で急速に売上を拡大していたが、
同社**大口取引先の倒産**に伴い、多額の不良債権が発生。
資金繰り困難のため、連鎖倒産。
2,000万円の貸倒損失が発生。

Point 2

借入依存度が高い状態が
続いている取引先に注意!



財閥鉄鋼製品販売業B社。
借入依存度が高く、金融機関から返済条件緩和などの支援
を受けていたが、**対外信用力低下**で破産手続開始決定。
1,000万円の貸倒損失が発生。

Point 3

市況全般を背景にニーズが
少なくなった業種に注意!



官公庁の指定業者であった老舗印刷業C社。
ペーパーレス化など、**市況全般の低迷**に伴い、減収基調で
推移。金融機関からの借入返済が負担となり、債務超過の
後、会社更生法適用を申請。
5,000万円の貸倒損失が発生。

Point 4

積極的投資の一方で、
重い費用負担を抱えている
取引先に注意!



大手百貨店に出店している菓子販売業D社。
競争激化で業容が縮小。業績回復のため、積極的に新規店
舗を作ったが、**店舗・在庫関連費用負担が増え**、資金繰りの
余裕がなくなり、破産。
200万円の貸倒損失が発生。

Point 5

急速に売上拡大したが、
資金が足りない取引先に注意!



建設重機販売業E社。
東京オリンピック関連需要を背景に、売上が急速に拡大。
しかし、**資金繰りが間に合わず**、支払遅延が頻繁に発生。
民事再生法適用を申請。
300万円の貸倒損失が発生。

(ご注意) 上記はあくまで倒産等の事例です。いずれも保険金の支払いをお約束するものではなく、実際の保険金支払いの可否は普通保険約款と特約の内容に従います。